

令和7年度創業支援少人数交流会事業業務仕様書

1 目的

青森県内における創業支援の充実強化を図るため、先輩起業家と創業希望者又は創業して間もない者等の交流の場を設け、マッチングの実施や地域とのネットワーク構築につながる仕組みづくりを行う。

2 委託業務名

令和7年度創業支援少人数交流会事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）

4 委託業務の内容

（1） 少人数交流会（先輩起業家と創業希望者等の交流）の開催

- | | | |
|---|-------|--|
| ア | 場 所 | 県内 |
| イ | 回 数 | 4回以上（少なくとも若者向け2回、U I J ターン者向け1回、制限なし1回を実施） |
| ウ | 参加想定 | 10～15名程度／会場（各回オンラインでの参加も可とする） |
| エ | 参集対象 | 先輩起業家、創業希望者等 |
| オ | 交流時間 | 90分程度 |
| カ | 交流内容 | ・先輩起業家による体験談（起業体験、苦労話、現在の経営状況等）
・先輩起業家と創業希望者等による質疑応答
・参加者同士の意見・情報交換（創業に関する不安・悩み等） ほか |
| キ | 参 加 費 | 無料。ただし、飲食等が伴う場合は、参加者から会費を徴収し、飲食代金に充てる。 |
| ク | 業務内容 | 講師の選定・調整、会場の確保・調整、PRチラシの作成、参加者の募集・申込受付、関係機関への開催案内、開催準備（次第等の作成）、当日の運営、その他開催に必要な業務 |

（2） 報告書の作成

本業務で実施した交流会の実施内容、実施成果をまとめた報告書を提出すること。

- ・概要版及び詳細版

（いずれもA4版とし、概要版は2枚以内、紙媒体及び電子データ）

5 その他

業務の実施に当たっては、青森県と十分な連絡調整を行うものとし、その他本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、青森県と協議するものとする。

また、天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。